

令和 7 年度

不動産公売広報

- | | |
|------------|---|
| 1. 公売方法 | 期間入札 |
| 2. 入札書提出先 | 〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1
那須烏山市役所 税務課 |
| 3. 入札期間 | 令和8年1月7日(水)～令和8年1月14日(水) |
| 4. 開札の場所 | 那須烏山市役所 烏山庁舎2階 第4会議室 |
| 5. 開札の日時 | 令和8年1月19日(月)午前10時 |
| 6. 売却決定の日時 | 令和8年2月 9日(月)午前10時 |
| 7. 代金納付期限 | 令和8年2月 9日(月)午後3時 |

お問い合わせ先

那須烏山市税務課

TEL 0287-83-1114 FAX 0287-83-8677

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1(烏山庁舎)

入札される方へ

- 公売財産の明細は、執行機関に備え付けてある「公売公告」等をご覧ください。
- 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿を閲覧するなどした上で、入札してください。
土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。また、執行機関は、公売財産の引渡義務は負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退きなどは買受人自身で行っていただきます。
- 入札の手続きなどは、「公売のしおり」をご確認ください。
- 本広報に記載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

不動産公売(期間入札)実施日程

公売保証金納付期間	令和8年1月 7日(水)から 令和8年1月14日(水)まで (期間満了までに入金の確認ができない入札は無効)
入札期間	令和8年1月 7日(水)から 令和8年1月14日(水)まで (期間内必着)
入札書提出先	〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1 那須烏山市役所 税務課

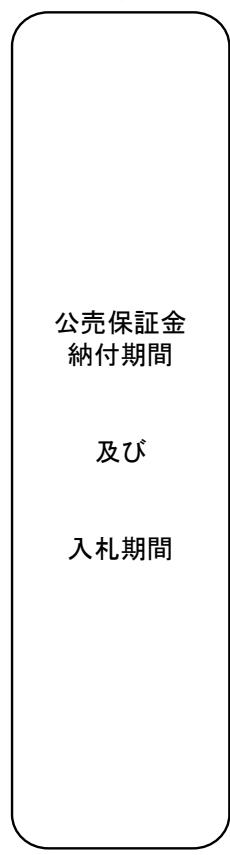
※入札書を持参する場合は、土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで

開札日時	令和8年1月19日(月) 午前10時00分
開札場所	那須烏山市役所 烏山庁舎 2階 第4会議室
売却決定日時	令和8年2月9日(月) 午前10時00分
買受代金納付期限	令和8年2月9日(月) 午後 3時00分

追加入札の日程

入札期間	令和8年1月23日(金)から 令和8年1月30日(金)まで(期間内必着)
開札日時	令和8年2月 3日(火) 午前10時00分
開札場所	那須烏山市役所 烏山庁舎1階 市民室
売却決定日時	令和8年2月24日(火) 午前10時00分
買受代金納付期限	令和8年2月24日(火) 午後 3時00分

不動産公売（期間入札）の流れ



◎公売財産及び見積価額等を公告しますので、那須烏山市ホームページ等でご確認ください。

①入札書等の必要書類の準備

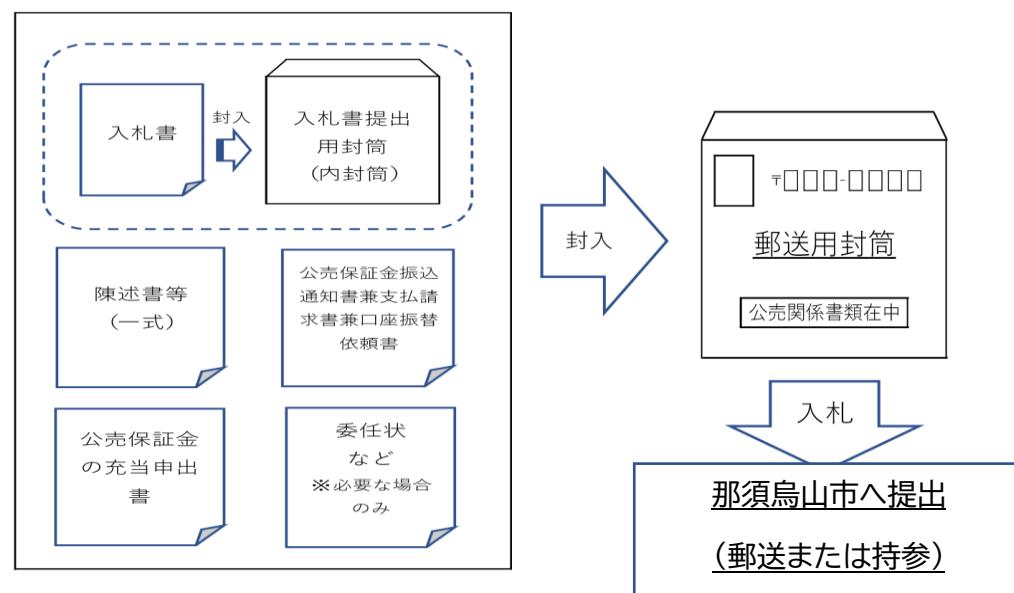
- ・入札書等の様式は那須烏山市ホームページからダウンロードできます。それ以外の入手方法を希望される方は、電話又は来庁のうえ請求してください。

②公売保証金の納付

- ・公売保証金納付期間内に公売保証金を直接持参（現金・小切手）または指定口座への振込により納付してください。

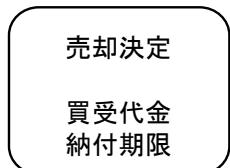
③入札書等の提出

- ・入札期間内に那須烏山市役所税務課へ提出してください。（期間内必着）



④最高価申込者等の決定

- ・入札者は開札に立ち会いすることができます。
- ・最高価申込者と次順位買受申込者には、電話にてご連絡します。



⑤売却決定・買受代金の納付

- ・最高価申込者に対し売却決定を行います。売却決定を受けた方は、買受代金納付期限までに買受代金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口納付（現金・小切手）も受け付けています。



⑥権利移転手続き

- ・那須烏山市が所有権移転手続きを行います。
- ・提出いただく必要書類（所有権移転登記請求書等）については、別途ご連絡します。

公売のしおり（期間入札）

第1.公売参加資格

「公売」は、差押えた財産を入札によって売却し、滞納税に充てる制度で、原則としてどなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されます。

(1) 公売会場への入場、入札等を制限されている者及び当該公売処分に係る市税・保険料の滞納者（国税徴収法第92条、同法第108条）

(2) 国税徴収法第99条の2に規定する暴力団員等又は自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者が暴力団員等であるとき（国税徴収法第99条の2）

※入札の際、国税徴収法第99条の2に基づき、暴力団関係者等でないことの陳述書を提出していただきます。

第2.公売保証金の納付

公売保証金の納付を必要とする公売財産については、「入札書」の提出前に公売保証金の納付をしなければなりません。以下のいずれかの方法で、売却区分ごとに定められた公売保証金を納付してください。（必ず公売保証金納付期間内に納付してください。）

(1) 窓口持参による方法

①現金若しくは銀行振出しの小切手を那須烏山市税務課まで直接持参して納付してください。

②「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の太い枠内を記載してください。

(2) 銀行振込による方法

①那須烏山市が指定した振込口座に振り込む方法により納付してください。振込先については、別途ご連絡いたしますので、那須烏山市税務課へご連絡ください。

②振込は、売却区分ごとに「電信」扱いで振り込み、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に、売却区分番号を必ず記載してください。

【例】「3-1 那須烏山太郎」

③公売保証金納付期間内に振込口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。なお、振込手数料は、振込者（入札者）の負担となります

④「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の太い枠内を記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書（原本）」を貼付してください。

なお、インターネットバンキングを利用した場合は、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等が確認できる画面を印刷して貼付してください。

第3.陳述書の作成

(1) 公売財産が不動産である場合には、①入札をしようとされる方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団関係者等に該当しない旨、②自己の計算において入札をさせようとされる方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団関係者等に該当しない旨の陳述書の提出が必要となります。

(2) 法人の場合は、「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を陳述書と併せて提出してください。

(3) ①入札をしようとされる方又は②自己の計算において入札をさせようとされる方が次のいずれかに該当する場合は、陳述書と併せて指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを提出してください。

・宅地建物取引業（宅地建物取引業法第3条第1項の免許）

・債権管理回収業（債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可）

(4) 「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

第4.入札書の作成

入札書は、入札者の住所及び氏名、売却区分番号、入札価額、その他必要な事項について記載の上、次の事項に留意して提出してください。

(1) 公売財産は、「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

(2) 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地・名称を記載してください。

なお、入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

(3) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

(4) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

(5) 共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」により提出してください。

(6) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

(7) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。封筒には、必ず売却区分番号及び開札日時を記載してください。

(8) 入札書提出用封筒に封入する入札書は、1枚に限ります。複数の売却区分について入札する場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。入札書提出用封筒には、入札書以外の書類を封入しないでください。

第5.入札書の提出方法

(1) 入札書の提出は、次に掲げる書類を郵送用封筒に封入して郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便若しくはレターパック）又は那須烏山市税務課まで直接持参してください。

入札書は入札期間内必着です。入札期間を経過した後に到着した入札書は無効となります。

① 入札書提出用封筒（入札書（共同入札の場合は共同入札書）を封入したもの）

② 陳述書（「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」及び「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」は必要な場合に限る）

③ 公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書（公売保証金の納付が必要な場合）

④ 公売保証金の充当申出書（公売保証金の納付が必要な場合）

⑤ 委任状（代理人が入札する場合）

⑥ 買受適格証明書（必要な場合）

⑦ 共同入札代表者の届出書（共同入札の場合）

（2）入札書提出用封筒受領書等の送付

入札期間終了後、入札書提出用封筒受領証等を送付します。

なお、入札書等の受領に関する電話での問い合わせには応じておりません。

第6.開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

第7.最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

最高価申込者が開札の場所にないときは、決定内容について電話等により連絡します。

第8.次順位買受申込者の決定

（1）最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、入札書にて、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。

※入札書の次順位買受申込欄に申込の有無を記載してください。

なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

次順位買受申込者が開札の場所にないときは、決定内容について電話等により連絡します。

（2）次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

第9.追加入札

開札の結果、最高の価額の入札者が2名以上いる場合には、後日その入札者間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

（1）追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

（2）追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

第10.公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記載された口座に振り込む方法により返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。公売保証金の返還は、4週間程度かかる場合があります。

第ⅠⅠ.売却決定

(1) 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第ⅠⅠⅢ条第2項各号に掲げる日に行います。

(2) 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等を取消します。

- ① 買受代金の納付前に、公売財産に係る滞納市税・保険料等の完納の事実が証明されたとき
- ② 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- ③ 国税徴収法第Ⅰ〇八条第2項の規定が適用されたとき（公売実施の適正化のための措置。例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかつた者及び故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）

(3) 買受申込等の取消し

売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間は、入札又は買受申込み等を取消すことができます。

(4) 売却決定期日の延長

国税徴収法第Ⅰ〇六条の2の規定により調査の嘱託をした場合であって、公売公告に記載された売却決定の日までに、その結果が明らかでないときは、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。

第ⅠⅡ.買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後に公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、那須烏山市が指定した銀行預金口座に振り込む方法又は現金若しくは銀行振出しの小切手を那須烏山市税務課へ直接持参する方法で納付してください。

第ⅠⅢ.公売財産の権利移転

(1) 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産の権利を取得します。

ただし、農地法等の手続きが必要なものについては、農業委員会等の許可があったときに権利を取得することになります。なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盜難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

(2) 公売財産の引渡し方法

公売財産が不動産の場合には、那須烏山市は引渡しの義務を負いません。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

(3) 権利移転手続き

買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに所有権移転登記請求書及びその他必要書類を、那須烏山市あて提出してください。

なお、公売財産が農地法の許可（届け出）が必要な場合は、農業委員会等が発行する権利移転の許可書等が必要です。

(4) 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

第14.公売保証金の帰属

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税等に充て、なお残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は那須烏山市に帰属します。

第15.罰則

国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により、陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（国税徴収法第189条）

記載例

郵送用封筒

- 1 「郵送用封筒」は、入札書提出用封筒、その他の提出書類を郵送するときに使用してください。
- 2 郵送方法については、入札者が「書留、簡易書留、特定記録郵便」から選択してください。
- 3 封筒は入札者が用意したものを使用してください。

【おもて】

〒321-0692	栃木県那須烏山市中央一丁目一番一号 那須烏山市税務課課宛 特定一般記書類 公売関係書類在中
※封をする前に 必要書類を もう一度ご確認ください。	

【うら】

提出していただくもの		整理欄
確認	書類名	
<input checked="" type="checkbox"/>	入札書 (入札書提出用封筒(内封筒)に封入)	
<input checked="" type="checkbox"/>	陳述書一式	
<input checked="" type="checkbox"/>	公売保証金振込通知書兼支払請求書兼 口座振替依頼書 (公売保証金の納付が必要な場合)	
<input checked="" type="checkbox"/>	公売保証金の充当申出書 (公売保証金の納付が必要な場合)	
<input type="checkbox"/>	委任状 (代理人が入札する場合)	
<input type="checkbox"/>	買受適格証明書 (公売財産が農地の場合)	
<input type="checkbox"/>	共同入札代表者の届出書 (共同で入札する場合)	

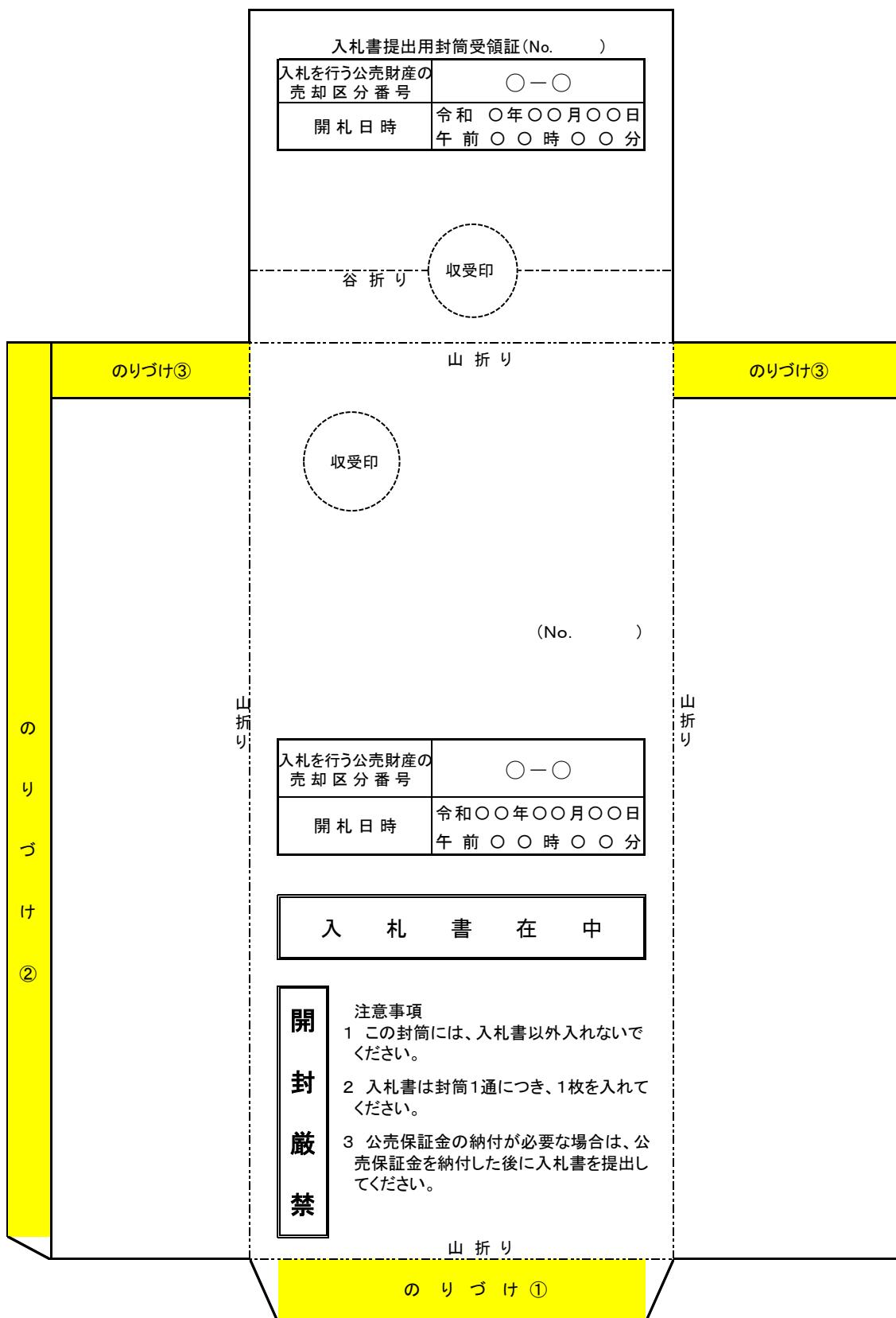
【差出人】

(住所) 〒321-〇〇〇〇 栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号
(氏名又は名称) 那須烏山 太郎
連絡先 TEL 0287-〇〇-〇〇〇〇

現金・小切手の同封厳禁

記載例

入札書提出用封筒(内封筒)



入札書

令和〇年〇〇月〇〇日

那須烏山市長

様

入 札 者	住 所 ・ 所 在 地	栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号
	フリガナ	ナスカラスヤマ タロウ
	氏 名 ・ 名 称	那須烏山 太郎
代 理 人	住 所 ・ 所 在 地	
	フリガナ	
	氏 名 ・ 名 称	

○個人の場合
住民基本台帳等の住所地及び
氏名を記載してください。

○法人の場合
商業登記簿上の本店所在地を
記載してください。
「氏名・名称」欄には、商号
とともに代表者の役職・氏名
を記載してください。』

下記のとおり入札します。

売却区分	公売財産の所在地等	入札価額										
		億	千	百	十	万	千	百	十	円		
〇一〇	※ 公売財産のページに記載されています。	¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 入札書は、売却区分ごとにそれぞれ別紙としてください。

- 2 字体は鮮明にし、インク又はボールペンで記載してください。
- 3 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を請求して
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札価額は、アラビア数字で右詰めで記載し頭部に「¥」を付
- 7 公売財産の所在地等は、「公売財産一覧」のとおりに記載してください。

公売広報「公売財産一覧」にある
「売却区分」「公売財産の所在地
等」を記載してください。「入札価額」は、見積価額以上で桁
ずれのないように、右詰ではつきり
と記載してください。

●次の項目について、該当するものに〇をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込みについて

<input checked="" type="checkbox"/>	次順位買受申込みをします。
<input type="checkbox"/>	次順位買受申込みをしません。

<事務局使用欄>

最高価申込者 最高価同額 → 追加入札

次順位申込者 次順位同額 → くじ

$$\text{最高価入札価額} - \text{公売保証金} = \boxed{\quad}$$

≤上記入札価額→次順位資格あり
>上記入札価額→次順位資格なし

陳述書(個人用)

那須烏山市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

- 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		○一〇	陳述書作成日	令和 ○年 ○○月 ○○日
入札者 (買受申込者)	住所	〒321-0621 栃木県那須烏山市中央1丁目○番○号 電話番号 0287 (○○) ○○○○		
	(フリガナ)	ナスカラスヤマ タロウ		
	氏名	那須烏山 太郎		
	生年月日	□ 大正 □ 平成 ○○年 ○○月 ○○日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 □ 令和	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 □ 女性

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

陳述書（法人用）

那須烏山市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

- 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

	区分番号	○一〇	陳述書作成日	令和〇年〇〇月〇〇日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒321-0621 栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号	電話番号	0287(〇〇)〇〇〇〇
	(フリガナ)	コウバイサンカ カブシキガイシャ		
	法人名称	公壳参加 株式会社		
	代表者氏名	那須烏山 太郎		
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 栃木県那須烏山市中央1-〇〇-〇〇〇		
	(フリガナ)	ナスカラスヤマ タロウ		役職
	氏 名	那須烏山 太郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 ○〇年 〇月〇〇日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 栃木県那須烏山市中央2-〇〇-〇〇〇		
	(フリガナ)	トチギ イチロウ		役職
	氏 名	栃木 一郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 ○〇年 〇〇月〇〇日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			役職
	氏 名			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			役職
	氏 名			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			役職
	氏 名			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書

那須烏山市長 殿

記入日：令和〇年〇〇月〇〇日

下記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、公売保証金を納付しましたので通知します。

入札者	住所（所在地）	栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号
	フリガナ	ナスカラスヤマ タロウ
	氏名（名称）	那須烏山 太郎
	電話番号	（電話）0287-00-0000 （携帯）090-0000-0000
公 売 保証金	売却区分番号	第〇-〇〇号
	公売保証金額	金 123,000 円

返還理由が生じた際は、上記公売保証金額を返還願います。

なお、返還の際は、以下の口座に振り込んでください。

公売保証金 返還請求者	住 所 (所在地)	栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号
	フリガナ	ナスカラスヤマ タロウ
	氏 名 (名称)	那須烏山 太郎 印
振込先	金融機関名 (郵便局を除く)	銀行・信用金庫 〇〇〇 信用組合・農協 〇〇〇 支店
	預金種別	普通 · 当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人	フリガナ	ナスカラスヤマ タロウ
	氏 名 (名称)	那須烏山 太郎

※入札者は、太枠内を必ず記載してください。

振込金受取書の原本を貼り付ける。

金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。

なお、振込にあたっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いないようにお願いします。

- 1 公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書は、入札を行う売却区分番号ごとにそれぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は公売の入札者でなければなりません。公売保証金振込者と入札者が異なる場合は入札無効となります。
- 3 公売保証金は、公売広告に定める期限までに、指定の金融機関の口座に電信扱いで振り込みしてください。
公売広告に定める期限までに入金が確認できない場合は、入札できません。なお、振込手数料は入札者の負担となります。
- 4 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書欄に記載された金融機関口座に振込により返還します。
公売保証金は入札者へ返還しますので、公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないよう記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那須烏山市長 殿

(請求人)

住所又は所在地

栃木県那須烏山市中央1丁目〇番〇号

氏名又は名称

那須烏山 太郎

公売保証金の充当申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う公売財産の売却区分番号

〇 - 〇〇

(注) 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

那須烏山市長 殿

(委任者) 住 所

氏名

電話

【個人】
住民票上の住所を記載してください。

【法人】
商業登記簿上の住所を記載してください。

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏名

電話

本人（委任者）に代わり、公売手続きを行う代理人の住所・氏名等を記載してください。

※法人で入札する際、代表権限を有しない社員等が公売手続きを行う場合は、その者に対する委任状を提出してください。

委任事項

令和〇年 〇〇月 〇〇日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限

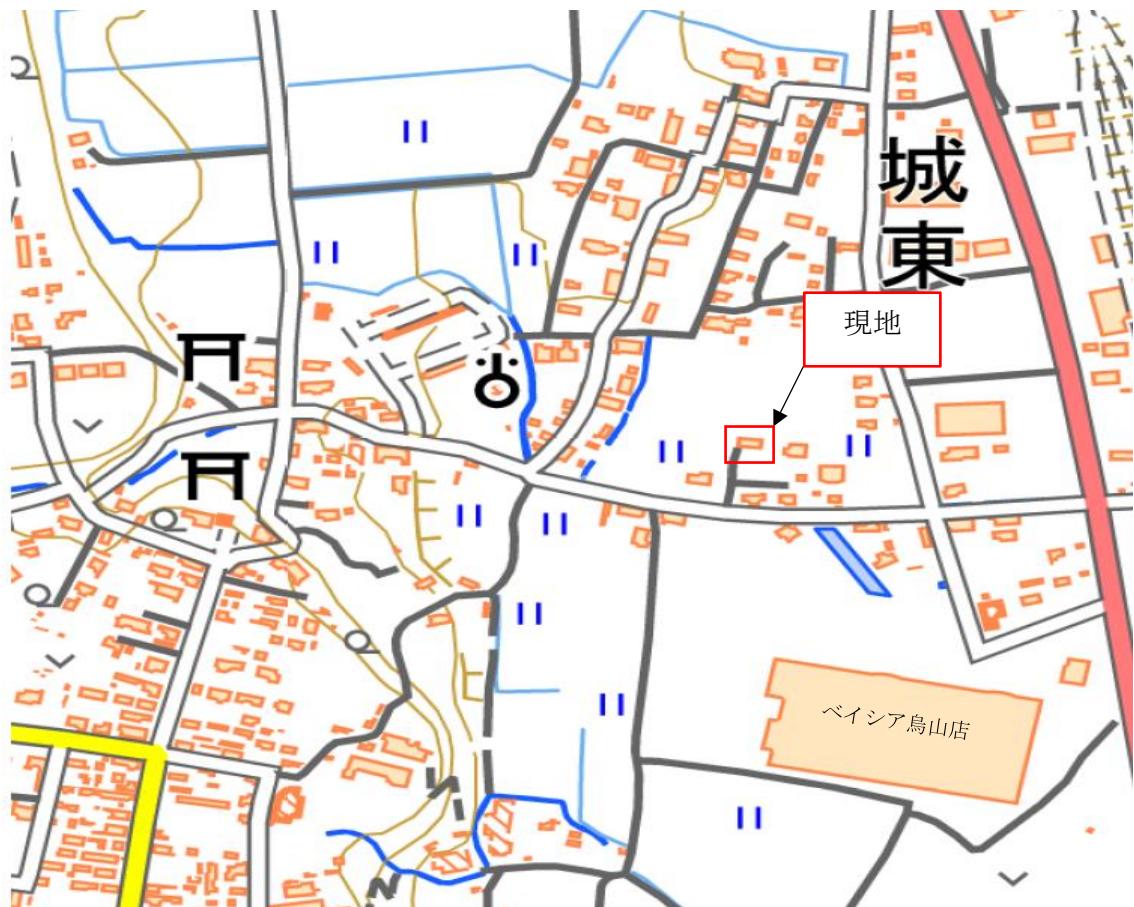
公 売 財 産 一 覧 表

売却区分 番 号	見積価額 公売保証金	財産種別	財産所在地	買受適格 証明書	頁
R7-1	3,233,000 円 330,000 円	宅地 宅地 居宅 物置	栃木県那須烏山市城東 65 番 4 栃木県那須烏山市城東 65 番 5 栃木県那須烏山市城東 65 番 5 栃木県那須烏山市城東 65 番 5	無	

売却区分番号	R7-1	公売保証金納付期間及び入札期間	令和8年1月7日から令和8年1月14日まで			
見積価額	3,233,000円		公売保証金	330,000円		
財産の表示						
(物件1)	所在地番地	在 地番	栃木県那須烏山市城東字中井東 65番4			
	地目	地目	宅地			
	地積	地積	64.44 m ²			
	持分	持分	1/3			
(物件2)	所在地番地	在 地番	栃木県那須烏山市城東字中井東 65番5			
	地目	地目	宅地			
	地積	地積	330.67 m ²			
(物件3)	主たる建物					
	所 在	在	栃木県那須烏山市城東字中井東 65番地5			
	家屋番号	家屋番号	65番5			
	種 類	種類	居宅			
	構 造	構造	木造かわらぶき平家建			
	床 面 積	床面積	92.56 m ²			
(物件4)	附属建物					
	符 号 1	符號1	栃木県那須烏山市城東字中井東 65番地5			
	種 類	種類	物置			
	構 造	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建			
	床 面 積	床面積	19.83 m ²			
以上登記簿による表示						
公法上の規制	都市計画区域内 建蔽率 60% 容積率 200%	用途地域の指定なし				
接道状況	物件1は、南側で幅員約6mの未舗装私道に等高に接面している。接面道路は建築基準法第42条第1項第5号（位置指定道路）である。					
地盤・地勢	ほぼ平坦					
使用状況等	物件1及び2 物件3及び4の敷地として使用 物件3及び4 平成11年12月建築 所有者の居宅及び物置として使用されていたが、平成27年頃上水道が閉栓され以降、居住その他の使用がなされていないものと思われる。					

特記事項	<p>1 物件1(65番4)の土地については、建築確認申請上、物件3(家屋番号65番5)の敷地であり道路ではない。よって、滞納者が占有する宅地である。しかしながら、物件1(65番4)の土地は滞納者(持分1/3)の他、二名との共有(各者持分1/3)になっており、賃貸借関係はない。よって、使用貸借の状態であり契約書も存在しない。使用貸借の関係は両者とも隣接する地権者であり、自由に通行する見返りとして賃料の収受はなく、那須烏山市税務課が聴取したところ、所有者が変更となった場合にも、この関係は継続するとの事。よって、新たな所有者も物件1(65番4)の土地については他の共有者の使用権は認める必要がある。</p> <p>2 上水道あり・下水なし・プロパンガス</p> <p>3 物件3及び4については、多数の残置物(動産)あり。</p> <p>4 物件所有者とは、連絡が取れない状況となっている。</p> <p>5 物件の鍵はありません。</p>
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>物件1及び2(土地) 2,636,000円 物件3及び4(建物) 597,000円</p>
住居表示等	栃木県那須烏山市城東65番5
最寄駅等	JR烏山線「烏山」駅の北方約1.7km
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
<p>[注意事項] 公売は現況有姿により行うものであるため、次の注意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。 2 境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議して下さい。 3 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(市)は、担保責任等を負いません。 4 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 5 公売財産内の動産の処理については、所有者または使用者と協議してください。 6 執行機関(市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、動産の処理等はすべて買受人の責任において行うこととなります。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>	

所在図（広域）



所在図（詳細）



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

出典：国土地理院 Web サイト ([URL:https://maps.gsi.go.jp](https://maps.gsi.go.jp))

※出典元画像を一部加工しています。

航空写真



現況写真 物件1（那須烏山市城東65-4 南から撮影）



※写真の境界線等はおよそです。

現況写真 物件2（那須烏山市城東65-5 西から撮影）



※写真の境界線等はおよそです。

現況写真 物件2（那須烏山市城東 65-5 北から撮影）



※写真の境界線等はおよそです。

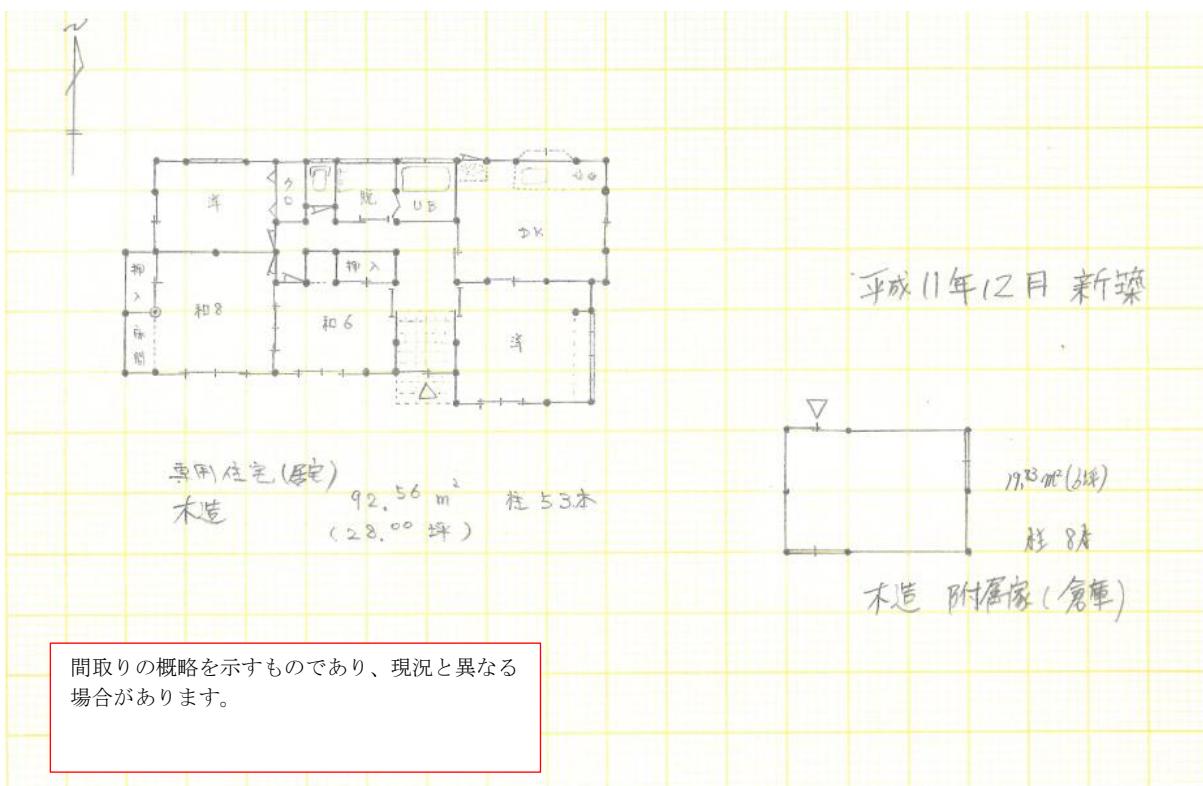
現況写真 物件3（主たる建物 正面図 南西から撮影）



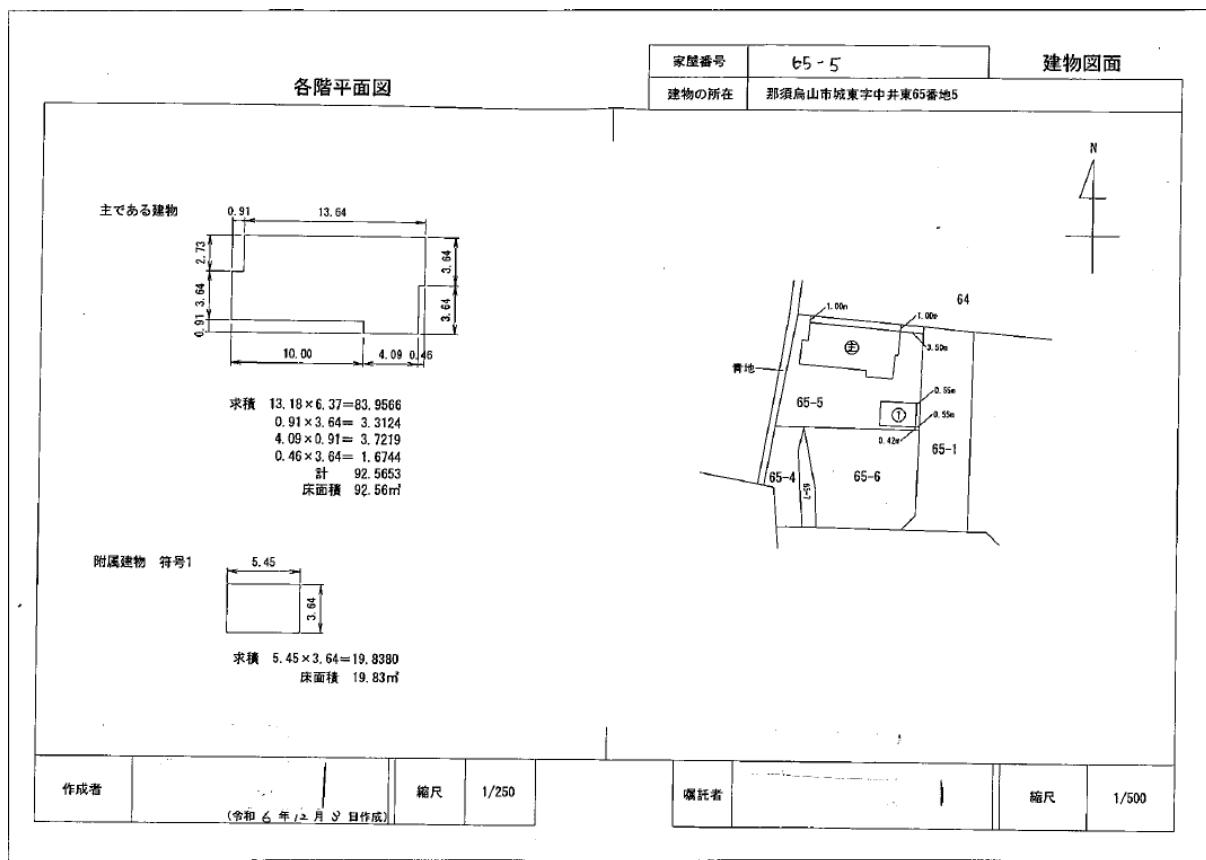
現況写真 物件 4 (附属建物 西から撮影)



建物間取図



建物平面図



各部屋写真

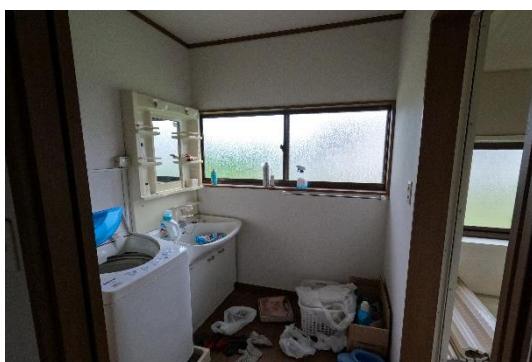
キッチン



洋室 1



脱衣所



風呂



トイレ



和室 6畳

洋室 2



和室 8畳



附属建物室内



※建物および敷地内の動産は公売財産に含まれません。